

昭和三十九年厚生省令第十九号

国立ハンセン病療養所名誉所長の称号の授与に関する省令

号の授与に関する省令を次のように定める。

厚生労働大臣は、国立ハンセン病療養所に所長として多年勤務した者であつて、国立ハンセン病療養所の運営について功績のあつたものに對し、別に定めるところにより、名誉所長の称号を授与することができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年二月二六日厚生労働省令第一六号）

この省令は、平成十三年一月二十八日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。